

2024. 8

Law Office YODOYABASHI

No.42



石垣島・米原のヤエヤマヤシ群落

〒541-0041 大阪府中央区北浜2丁目2番22号 北浜中央ビル6階

弁護士法人 淀屋橋法律事務所

TEL 06-6203-7104 (代) FAX 06-6229-0936

URL <http://yodo-law.com>

弁護士 藤井 勲
弁護士 西野 航
弁護士 山本 彼一郎
弁護士 今井 佐和子
弁護士 中嶋 俊太郎
弁護士 深江 元哉
弁護士 松岡 真嗣

弁護士 阿部 清司
弁護士 黒田 拓志
弁護士 奥田 直之
弁護士 高野 史恵
弁護士 高松 本京子
弁護士 中濱 裕貴
弁護士 森本 開

弁護士 安田 正俊
弁護士 西垣 昭利
弁護士 井上 敏志
弁護士 鹿野 耕平
弁護士 平井 智也
弁護士 堀内 みづ希



コラム

淀屋橋の歴史学

uunooD



第7回

「三行半は、誰が突きつける？」

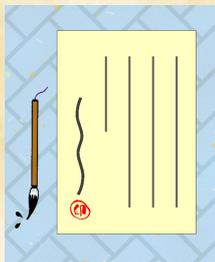
ものごとにおいては、常識・定説であってもこれを疑い、自分で調べる、考えるということが重要ではないかと思えます。自然科学では地動説のようにコペルニクスの転回と言われることは数多くありますが、歴史上の出来事でも、その後の研究によって教科書の内容が全く異なるものになっていたり、有力な新説が提起されているものがいくつかあります。「淀屋橋の歴史学」では、これらについて紹介させていただきます。

はじめに

離婚を迫ることを「三行半(みくだりはん)を突きつける」と表現することがありますが、三行半とはどのようなもので、三行半を突きつけるとはどのような意味を持つ行為なのでしょう。

現代の日本における主な離婚の方法は、協議離婚です。調停や裁判による離婚もありますが、協議離婚が最も簡易・迅速です。協議離婚は、夫婦がそれぞれ署名した離婚届を役所に提出することによって行います。そのため、離婚を望む当事者(夫又は妻)は、配偶者に対し、離婚届への署名を迫ることもよくあると思われる。書面を人に突きつける点で離婚届と三行半は共通しており、三行半とは離婚届のことだと思われる方も多いのではないのでしょうか。

三行半は離婚において重要な意味を有する書類ですが、現代の離婚届とは異なる点が少なくありません。現代の離婚届との違いを理解するためには、当時(江戸時代)の識字率と社会構造(男社会:男尊女卑)が重要なポイントとなります。



識字率との関係

三行半は、徳川吉宗の作成した公事方御定書では「離別状」と称されましたが、「去状(さりじょう)」、「暇状(いとまじょう)」等とも呼ばれていました。離別状にはいくつかの定型文言がありましたが、文字の書けない者については、3本の線とその半分に長さの線を書いて署名すれば、それだけで離別状と同等の取り扱いがされました。そのため、主に庶民の間で三行半との呼び名が広まりました。つまり、三行半は、識字率の低さから広まった慣行であり、その慣行に基づく名称なのです。なお、文字で書く場合も三行と半分て書く慣行はありましたが、これは必須の要件ではなく、三行と半分でなくても三行半と呼ばれました。

男尊女卑との関係

男尊女卑の社会では、離婚の権利を有していたのは夫(男性)です。形式上、妻(女性)から離婚することはできませんでした。一方で、妻には貞操義務があり、きちんと離婚せずに他の男性と関係を持つと姦通の罪で処罰されることとなります。きちんと離婚を成立させなければ再婚は事実上不可能であり、妻は夫に離婚の手续を迫る必要があったのです。三行半を発行するのは夫ですが、それを迫るのは妻です。白紙を用意して三行半を作成するように迫る場合もあれば、既に三行と半分の線が書かれた書面を突きつけ、これへの署名等を求めることもあったと思われます。

三行半には離婚宣言と再婚許可の意味を含むのが一般的です。つまり、三行半とは再婚許可状であり、妻は、再婚許可を得るために夫に三行半を突きつけたのです。

妻側の権利保護

江戸時代は男社会(男尊女卑の社会)であることから、離婚の権利を有していたのは夫です。しかし、夫側からの自由勝手な離婚が認められていた訳ではありません。夫側からの自由勝手な離婚の場合には相当額の金銭の支払が必要とされていました。

また、どうしても夫が離婚に応じない場合の妻の最終手段として縁切寺がありました。縁切寺と呼ばれるいくつかの尼寺に妻が一定期間滞在することによって、離婚の効果が発生しました。尼として仏の道に入ったとして離婚を認める建前と考えられますが、縁切の要件は一定期間の寺への滞在であり、必ずしも出家が必要だった訳ではありません。離婚成立後は寺を出て再婚することも認められました。

陸上競技では胸、スピードスケートでは爪先でゴールが判定されますが、縁切寺の場合は履物で入寺が判定されました。スピードスケートの場合は履いたスケート靴の爪先ですが、縁切寺の場合は履物を寺に投げ入れても入寺が認められたようです。縁切寺への駆け込みの様子として、縁切寺に駆け込みようとする妻、駆け込みを阻止しようとする妻を追いかける夫側関係者、寺の入口で待ち構える僧侶、そして宙を飛ぶ履物が描かれた絵画が残されています。



まとめ

共同親権の導入を柱とする民法の改正が成立しました。また、夫婦別姓に関する議論も熱を帯びつつあります。戦後長らく続いた家族制度・婚姻制度は転換期を迎えており、もしかすると数十年後には、かつてこんな制度があったと現行制度が紹介される時代が来るのかもしれませんが。

縁切寺は、どうしても離婚できない女性の保護のため、シェルターとしての機能を果たしていました。DVや虐待被害が社会問題化する現代においても、弱者が駆け込めるシェルターをもっと整備する必要があるのではないのでしょうか。最近のDV・虐待等は、夫から妻への加害だけでなく、妻から夫、親から子、子から親、事実婚パートナー間、同性パートナー間など、加害の類型が多様多様となっています。「妻」との属性に囚われることなく、多種多様な「被害者」に対応できる制度が期待されます。

人生万事、独断専行して、三行半を突きつけられないよう、人の心を大切にすることが、何より大切です。

(弁護士 西野 航)



1 働き方改革関連法

労働時間は、労働者にとって賃金と並んで最も重要な労働条件であり、また、長時間労働により労働者の生命・健康が害されないようにする必要があります。その観点から、2018年にいわゆる働き方改革関連法案が可決され、2019年から順次、労働基準法等の関連法が施行されています。これにより、従前からあった1日8時間1週40時間以内という労働時間の規制に加え、原則として1か月45時間1年360時間以内という時間外労働時間の上限規制が適用されることになりました。この上限規制は、大企業については2019年4月から、中小企業については2020年4月から、建設業、自動車運転の業務及び医師等については2024年4月から適用されました。最後まで適用が猶予されていた物流業界に上限規制が適用されることになり、国内の輸送能力が不足するのではないかという懸念からいわゆる「物流2024年問題」がニュース等でさかんに取り上げられています。

2 「労働時間」とは何か

では、ここでいう「労働時間」とは一体どのようなものなのでしょうか。労働基準法には明確な定義はありませんが、判例上、労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、労働時間に該当するか否かは、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであって、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんにより決定されるものではない、とされています（最判平成12年3月9日三菱重工長崎造船所事件）。

そこで、使用者は労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を適正に把握しなければなりません。具体的な労働時間の把握方法については、厚生労働省が「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を公表しています。同ガイドラインでは、タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として労働時間を把握すべきであり、労働者の自己申告により安易に労働時価を把握するべきではないとされています。

3 労働時間に該当するかどうか問題となるケース

上記の通り、労働者が使用者の指揮命令下であれば労働時間に該当しますが、実際の判断は容易ではありません。以下、問題になるケースをいくつか見ていきます。



【ケース①】 通勤時間、移動時間

通勤時間や直行直帰の時間、また、翌日業務のため前日から交通機関で移動する時間については労働時間に該当しません。

これに対して、訪問介護業の訪問介護者が事業所から利用者宅、利用者宅間を移動する場合などは基本的に労働時間に該当することになります（訪問介護労働者の法定労働条件の確保について；平成16年8月27日基発第0827001号）。

【ケース②】 自主的な早出、居残り

自主的な早出、居残りなどはどうでしょうか。これは原則として労働時間とされませんが、使用者（上長を含む）の黙示の命令があると判断されるような場合（早出、居残りをしないと嫌がらせをされる、不利益な扱いを受ける）は労働時間に該当します。

【ケース③】 手待時間

いわゆる手待ち時間、すなわち作業中ではないものの、指示があればすぐに従事できるよう待機している時間はどうでしょうか。例えば、タクシー空車待機時間や一人勤務でのガソリンスタンドでの客待ち時間です。これは形式的に休憩時間とされていても、客が来た場合には即時に業務に従事することを求められている状況であれば、労働から離れることが保障されていない状態といえることから、休憩時間ではなく労働時間に該当することが多いでしょう（大阪地判昭和56年3月24日すし処「杉」事件；大阪地判平成21年9月24日大阪エムケイ事件）。

【ケース④】 準備行為、後始末

準備行為（着替え、点呼、交代引継、朝礼、ミーティング等）や後始末（掃除等）は基本的に労働時間に該当しませんが、これらが使用者から義務付けられたものであったり、又はそういった行動を労働者がとることが余儀なくされている場合は労働時間に該当します（上記最判平成12年3月9日三菱重工長崎造船所事件）。



【ケース⑤】 勉強、学習

社内でオンライン学習を受けた場合など、従業員の勉強や学習のために費やした時間はでしょうか。これについては、オンライン学習の成果を測定する試験があるような場合は別ですが、自己研鑽するためのツールを提供して推奨しているに過ぎないといえる場合は、労働時間に該当しません（大阪高判平成22年11月19日判決）。

【ケース⑥】 仕事の持ち帰り

仕事量が多くて会社では仕事が終わらず、やむなく仕事を家に持ち帰って処理をした場合はでしょうか。自発的な仕事の持ち帰りは基本的に労働時間に該当しませんが、使用者から業務の遂行を指示されてこれを承諾し、私生活上の行為と峻別して労務を提供して当該業務を処理したような例外的な場合は労働時間に当たることがあります。



【ケース⑦】 仮眠時間

仮眠時間はでしょうか。例えば、建物管理を業として営む会社の労働者が、管理の委託を受けているビルやホテルで警備等を行っている場合で、夜間に仮眠室で待機している時間です。この場合、従業員を配置して保守等に従事することが使用者とビル所有者との管理請負契約の内容になっている場合、基本的に仮眠時間も労働時間といえますが（最判平成14年2月28日大星ビル管理事件）、実作業への従事の必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に警備員としての相当の対応をすべき義務付けがされていないと認められる場合は労働時間といえません（東京高判平成17年7月20日ビル代行事件）。

【ケース⑧】 交代制の夜行バスの運転手の休憩時間

2人運転手制の夜行バスの運転手1人が交代して休んでいる時間は労働時間でしょうか。この場合、バス内には客がいる環境なので休みにくい側面は否定できません。しかし、裁判例では、休憩を取るよう指示されていた、座席が一人掛けだった、制服の上着を脱ぐことが許容されていた、運転手の補助等の業務を行っていなかった、といった事情から労働時間性が否定されています（東京高判平成30年8月29日K社事件）。

以上のケースを見ていただければ分かるとおり、労働時間に該当するかどうかについては、事案毎に個別具体的な事情を考慮して判断されることになります。使用者側、労働者側のいずれにしても、早計に判断せず、厚生労働省の通達を確認する、弁護士に相談するなどして慎重に判断することが重要です。

（弁護士 奥田 直之）

○ 新人弁護士紹介 ○



このたび、弁護士法人淀屋橋法律事務所に入所致しました 森本 開（もりもと かい）と申します。

大学のサークル活動の一環で弁護士と関わる機会があり、そのことがきっかけで弁護士を志しました。

私は、様々な法分野を経験し、依頼者の皆様の悩みについて、より良い解決に導くことができる弁護士を目指しています。

常に学ぶ姿勢を持ち、謙虚な心を忘れずに弁護士業務に日々励んでいきたいと考えています。

まだまだ未熟者ですが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

弁護士 森本 開

残暑お見舞い申し上げます

ご案内の通り、畝本直美氏が検事総長に、淵上玲子氏が日弁連会長にそれぞれ就任しました。我々法曹界では、男女差がなくなっている証左かもしれません。

最高裁では、外科手術を必須とする男女戸籍の変更要件（一部）は違憲であるとの判断が出ています。男女差の解消、性差のグラデーション化など、個の尊重がこれからも進むと思います。ただ、拙速にすぎると反動が心配になりますので、地に足をつけた歩みが望まれます。

さて、当事務所は5月に新たに森本 開弁護士を迎え、7月には斎藤 慎弁護士が労働事件を主とする事務所へ、道川由隆弁護士がインハウスローヤーとして、それぞれ移籍されました。当事務所から巣立ったお二人の今後のますますのご発展をお祈りします。

当事務所も、地に足をつけ、状況をしっかり見定めながら、より良質なリーガルサービスを提供してまいります。所員一同よろしく願い申し上げます。

令和 6 年 8 月

弁護士法人淀屋橋法律事務所
弁護士 阿部 清 司

表紙の写真 「石垣島・^{よねはら}米原のヤエヤマヤシ群落」

家族旅行で石垣島を訪れたとき、ホテルのコンシェルジュに勧められ見に行きました。国の天然記念物に指定されているそうです。

下からヤシを見上げると、ヤシの生命力を感じて、心が満たされます。樹齢200年の八重山ヤシの偉容に圧倒されました。

（撮影者 事務局 八代 まどか）